



みどり
水土里ネット

21世紀の農の夢を創る

ホームページアドレス

<http://www.midorinet-miyazaki.com/>

目次

- 1. 平成 26 年度 九州・沖縄ブロック換地事務新規担当者研修会 開催 2
- 2. 平成 26 年度 土地改良施設定期診断を実施 3
- 3. 畑かんサミット in 宮崎 開催 ～畑かんで築く 産地の信頼～ 4
- 4. 「天神ダム」千本さくら管理作業 開催 4
- 5. 農業に使用する農業用 A 重油及び軽油引取税の免除について 5
- 6. 全国水土里ネット発行の啓発資料の案内 6



本会では、農業用水の様々な働きや重要性について、県内の小学校を対象に出前講座を実施しています。(写真は、宮崎西小学校の出前講座の様子)

10月の予定

- 23日 九州「農地・水・環境保全」フォーラムin大分(大分市)
- 26日 水土里の路ウォーキングinのじりこびあ(小林市)
- 29-31日 第37回全国土地改良大会(山梨県甲府市)

平成26年度 九州・沖縄ブロック換地事務新規担当者研修会 開催

本会は、去る8月4日(月)～8日(金)4階研修室において「平成26年度九州・沖縄ブロック換地事務新規担当者研修会」を開催した。

本研修会は、水土総合強化推進事業における土地改良換地等強化事業として毎年九州各県持ち回りで実施されており、新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修を目的としている。

研修会では、はじめに主催者を代表して猪股常務理事が「出席者の皆様は、農政の大改革の時代におきまして、各地域で換地業務等に従事され、その技術力等を十分に発揮されなければならない方々ばかりだと拝察いたします。この研修会により、その技術力を益々研鑽されまして、今後の農業・農村の振興・発展に寄与されますことを御期待申し上げます」と挨拶した。

引き続き、来賓として九州農政局から川口信夫土地改良管理課長と、宮崎県から河野善充農村整備課長がそれぞれ挨拶された後、講義に移った。

講義では、九州農政局、国土地理院、宮崎地方法務局、宮崎県など多方面から講師を招き、換地理論から戸籍制度や相続登記、公共測量に至るまで幅広く行われ、5日間にわたる研修は無事終了した。



研修会の様子



挨拶される川口課長



挨拶される河野課長

カリキュラム

月日	講義内容	講師
8/4	土地改良法の概要	九州農政局 農村計画部 土地改良管理課課長 川口 信夫
	法手続きについて	宮崎県農政水産部 農村整備課 土地改良指導担当 主査 村田 天秀
8/5	換地理論	九州農政局 農村計画部 土地改良管理課 農地集団化担当 新開 康成
	農地中間管理機構について	九州農政局 経営事業支援部 農地政策推進課 農地中間管理事業 係長 鮫島 実
	事業主体が行う行政処分等の手続きについて	宮崎県農政水産部 農村整備課 用地担当 主査 早崎 健治
8/6	不動産登記制度	宮崎地方法務局 登記部門 登記官 河野 健治
	土地改良に関する登記	宮崎地方法務局 登記部門 表示登記専門官 黒木 重文
	民法（物権・債権）	宮崎地方法務局 供託課 供託課長 本部 憲一
	戸籍制度	宮崎地方法務局 戸籍課 戸籍係長 川畑 清美
	相続登記	宮崎地方法務局 登記部門 登記官 廣島 真理
8/7	農地法	宮崎県農政水産部 農村計画課 農地調整担当 主幹 石井 克直
	農振法	宮崎県農政水産部 農村計画課 農業振興担当 主幹 満富 賢一
	換地及び換地計画書作成について	宮崎県土地改良事業団体連合会 事業部 換地課
8/8	測量法及び公共測量について	国土地理院 九州地方測量部 測量課長 木村 勲

平成26年度 土地改良施設定期診断を実施

本会では、去る 7 月 10 日～ 8 月 22 日、県内 64 の土地改良施設について定期診断を実施した。この定期診断は、水土総合強化推進事業における土地改良施設管理円滑化事業として実施するもので、一定要件を満たす土地改良施設を対象に 2 年に 1 回現地を調査して、施設の管理について技術的指導を行っている。

平成 26 年度定期診断実施施設

(施設)

管内	ダム	頭首工	揚水機場	樋門	排水機場	ため池	計
中部	0	5	22	2	6	1	36
南那珂	0	10	0	2	1	0	13
西諸県	0	6	0	0	0	0	6
東臼杵	1	3	5	0	0	0	9
計	1	24	27	4	7	1	64

定期診断において指摘した事項

施設名	主な指摘事項
ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンス、防護柵、油圧ユニット、電気配管等の発錆 ・ゲート、非常用発電機の定期点検不足 ・堤体法面に雑草、雑木が繁茂 ・観測機器等の未更新
頭首工	<ul style="list-style-type: none"> ・操作時に油圧開閉装置の油量管理不足 ・自動転倒装置のバルブが常時閉 ・可動堰、取水ゲート、巻上機、管理橋の腐食 ・コンクリート構造物（固定堰、導流壁、魚道等）の摩耗、欠損
揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ始動前の点検不足 ・電動機電流値の未確認 ・潤滑油やグリースの未補充 ・非かんがい期の電動機の試運転不足 ・給水配管系統ストレーナーの未清掃 ・取水ゲート、扉体、巻上機、管理橋の腐食
樋門	<ul style="list-style-type: none"> ・固着及び動作不良 ・巻上機の腐食、固着 ・扉体転落防止金具の腐食
排水機場	<ul style="list-style-type: none"> ・手動操作の操作手順書が不明 ・主エンジンのパッキンから油漏れ ・補機類（真空、封水、冷却水ポンプ等）の劣化 ・除塵機停止装置の不具合 ・コンベアローラーの回転不良 ・排水ゲート、巻上機、腐食、動作不良、塗装の剥離 ・操作員の引き継ぎ不足
ため池	<ul style="list-style-type: none"> ・斜樋の腐食、固着 ・周囲のフェンスが一部破損 ・雑草が繁茂



施設診断状況



コンクリート診断状況

定期診断に際しまして、関係する県、市町、土地改良区の皆さまには大変お世話になりました。来年度は、北諸県、児湯、西臼杵管内の施設を診断する予定です。宜しくお願いいたします。

【施設管理に関するご相談は、施設管理課 湯浅 まで TEL 0985-24-3498】

畑かんサミットin宮崎 開催

～畑かんで築く 産地の信頼～

宮崎県農政水産部は、去る8月28日（木）サンA川南文化ホール（川南町）において関係者約600名の参加のもと、畑地かんがい営農及び、畑地かんがい事業の更なる推進と、県内で整備が進む畑地かんがいについて生産者の理解を広げることを目的に「畑かんサミット in 宮崎」を開催した。

研修会では、はじめに主催者を代表して興梠正明県農政水産部次長が「畑地かんがいにより、天候に左右されない農業用水の供給が可能となります。計画的かつ効率的な農業生産のためにも、今後の農業には畑かんが必要不可欠です」と挨拶。その後、開催地を代表して日高昭彦川南町長、来賓として山田耕士九州農政局整備部長が挨拶された。

引き続き行われた基調講演では、総合惣菜メーカーの株式会社ヤマザキ代表取締役社長 山崎寛治氏が「産地と実需者の信頼関係づくり」と題し、野菜づくりにおける水の必要性について講演された。

その後のパネルディスカッションでは、「畑かんを活用した信頼される産地づくり」と題して、宮崎県西諸地区畑かんマイスターの笹原淳一郎氏をはじめ、県内外の畑かんマイスターや自治体関係者をパネリストとして、畑地かんがいによる計画生産や収量・品質の向上などが紹介された。

最後に、原守利宮崎県農村計画課長の閉会挨拶があり、畑かんサミットは盛会のうちに終了した。



パネルディスカッションの様子



基調講演をする山崎社長

❀「天神ダム」千本さくら管理作業 開催❀

大淀川右岸地区管理体制整備推進協議会（会長：岡山秀昭宮崎市農政部長）は、去る8月23日（土）に天神ダム周辺の千本さくら管理作業を行いました。

この活動は、平成17年度より取り組んでいる「国営造成施設管理体制整備促進事業」の一環として、天神ダムの良好な景観の維持と土地改良施設の持つ多面的機能の役割や効果について啓発することを目的に毎年2回実施されています。

当日は、土地改良区組合員や地域住民、さらに、九州農政局、宮崎県、宮崎市など行政関係者や本会職員など約150名が、朝7時30分に天神ダム管理所正面駐車場に集まりました。

参加者は、各自で草刈機、カマ、軍手を準備し、さくらの木周辺の草刈り作業などを行いました。



千本さくら管理作業の様子

農業に使用する農業用 A 重油及び軽油引取税の免除について

土地改良区が使用する揚水機、バックホー、草刈り機などの土地改良施設の維持管理のために使用する農林漁業用 A 重油と軽油は次の税が免除されます。

※農業用 A 重油については、既に販売価格に反映されています。

軽油については、土地改良区が免税証の交付などの手続をする必要があります。

[免税される税目と税率]

区分	税目	税率	適用期限
農林漁業用 A 重油	石油石炭税(国税)	2.04 円 /ℓ	平成 29 年 3 月
	石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税(国税)	0.50 円 /ℓ	平成 29 年 3 月
軽油	軽油引取税(都道府県税)	32.1 円 /ℓ	平成 27 年 3 月
	石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税(国税)	0.50 円 /ℓ	平成 29 年 3 月

[免除の対象]

※赤字は変更カ所

A 重油	軽油
<p>石油石炭税の免税及び還付</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業の用に供するもの (租税特別措置法第 90 条の 4、第 90 条の 6) <p>対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> 穀作農業 圃場作物農業 果樹・樹園農業 施設園芸農業 畜産農業 養蚕農業 これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業 (「租税特別措置法(間接諸税関係の取扱いについて)」の一部改正について(法令解釈通達)) <p>第3節 第90条の6《特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係)</p>	<p>軽油引取税の免税</p> <p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の造成又は改良を主たる業務とする者 (地方税法附則 第12条の2の7 第1項 第4号 地方税法施行令附則 第10条の2の2 第4項) <p>対象用途</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕うん整地用機械 栽培管理用機械 収穫調整用機械 植物繊維用機械 畜産用機械 (地方税法施行令附則 第10条の2の2 第5項)
<p>石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策税の還付</p> <p>対象及び対象業種</p> <p>A 重油における石油石炭税の還付対象に準ずる (租税特別措置法 第90条の3の4、 「租税特別措置法(間接諸税関係の取扱いについて)」の一部改正について(法令解釈通達) 第2節 租特法 第90条の3の4《特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付》関係)</p>	

【お問い合わせ先 水土里ネット宮崎 総務部 企画課 大原まで TEL 0985-24-3361】

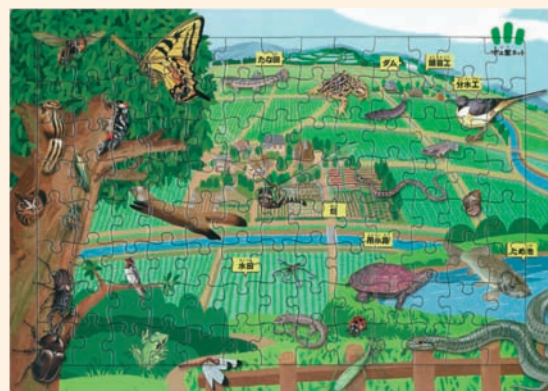
全国水土里ネット発行の啓発資料の案内

全国水土里ネットでは、水土里ネットが果たす役割等を広くPRするため、さまざまな啓発資料を作成しています。これらは、各水土里ネット等が行うイベントや総合学習の教材として広く活用されていますのでご紹介します。



クリアファイル

A4版 / 半透明 1部 120円
水利施設の役割を紹介した「土地改良施設編」、農村の生き物・多様な役割を紹介した「農村の生き物編」の2種類があります。



ジグソーパズル

A4版 1部 400円
農村とそこに住む生き物の関係を理解し、農業や農村の大切さをアピールするものです。



こちら、農村探偵クラブ

B5版 36頁 / 表紙カラー、中2色
1部 300円
21世紀土地改良区創造運動や広報活動の取り組みをサポートする子供向け啓発パンフレット。



小学生向けノート

B5版 40頁
表紙カラー、中2色
1部 200円
農業や農村に関するワンポイント解説が入ったノートです。



水のおはなし

A5版 変形
1部 470円
小学校 中・高学年を対象とし、施設見学や総合学習時に活用できるように用語の意味や施設の役割などを解説。



「水のみち」は生きています

A4版 36頁
カラー
1部 300円
身近な農業用水の歴史や「水と土を守る」水土里ネットの役割などをマンガで分かりやすく解説。